

個人市民税・県民税の申告は 3月16日(月)までに

皆さんに納めていただく市税は、学校や幼稚園・保育園・道路・公園・消防・防災など皆さんの生活に密着した、より良い高浜市の建設に欠かすことができないものですので、必ず申告をしてください。

市民税・県民税申告に関する問合せ先 市役所税務グループ
☎52-1111 (内線246・247・253)

◆申告をする必要のある方
平成21年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成20年中(1月1日から12月31日まで)に所得のあった方は、申告をする必要があります。ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。
給与所得者でも給与所得以外に所得(配当・不動産・雑・時・営業・農業などの所得)のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。
また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならずお持ちください。

◆出張受付を行います
申告書の出張受付は、日程表のとおりに行います。
申告期間中は、たいへん混雑しますので、申告書の書き方などをよく読んで、分かるところは記入してお越しください。
また、出張受付期間中は、担当職員が各施設へ出向いて不在となります。市役所税務グループでは受け付けできませんのでご了承ください。
※平成21年度市民税・県民税申告受付日程表をご参照ください

◆税理士による税無料相談
東海税理士会刈谷支部所属の税理士が、税の無料相談を行います。
とき 2月16日(月)～20日(金) 午後9時30分～午後4時
ところ 市役所4階会議室

◆次の方は刈谷税務署で申告してください
所得税の確定申告の義務のある方で次の方は、出張受付会場および市役所の会場では申告受付ができません。
直接、刈谷税務署で申告してください。
①営業など・農業・不動産・株の譲渡・譲渡所得・過年度分申告のある方
②住宅借入金等特別控除を受けられる方(平成20年中に入居され今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方)
③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する方
④平成20年中に贈与を受けられた方

平成20年分所得税確定申告 平成21年度市民税・県民税申告受付日程表

月日	区分	会場
2月 2日(月)	屋敷町	あいち中央農協吉浜支店2階会議室
2月 3日(火)	小池町・八幡町	吉浜公民館1階会議室
2月 4日(水)	呉竹町・新田町・芳川町	
2月 5日(木)	向山町・論地町	高取公民館1階会議室
2月 6日(金)	清水町・神明町一丁目～五丁目・八丁目・豊田町・本郷町	東海会館2階集会室
2月 9日(月)	田戸町	
2月10日(火)	湯山町四丁目7番地2 神明町六丁目・七丁目	中央公民館(市民センター) 団体研修室
2月12日(木)	湯山町(四丁目7番地2以外)	
2月13日(金)	碧海町・二池町	南部公民館2階大会議室
2月16日(月)	春日町	市役所4階会議室
2月17日(火)	沢渡町	
2月18日(水)	稗田町	
2月19日(木)	青木町	
2月20日(金)	市内全域	
3月16日(月)	※土・日曜日を除く	

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時 農協・各公民館などの会場
午前8時45分～正午、午後1時～4時 市役所会場

申告会場混雑予想 申告会場(高浜市役所)

日付	曜日	予想	日付	曜日	予想
2月16日	月	×	3月 4日	水	○
17日	火	○	5日	木	×
18日	水	×	6日	金	○
19日	木	×	7日	土	△
20日	金	×	8日	日	△
21日	土	△	9日	月	×
22日	日	△	10日	火	×
23日	月	○	11日	水	○
24日	火	○	12日	木	○
25日	水	×	13日	金	○
26日	木	○	14日	土	△
27日	金	○	15日	日	△
28日	土	△	16日	月	○
3月 1日	日	△	※申告受付開始直後と週初めは非常に混雑が予想されます。 ※午前中は混雑が予想されます。		
2日	月	×			
3日	火	○			

昨年度の申告受付から推測される混雑状況を2段階で表示しています。
予想欄 ○=普通 ×=非常に混む(待ち時間が非常に長い)

確定申告は3月16日(月)までに

平成20年分の所得税の確定申告と納税は3月16日(月)が期限です。
ご自身で所得と税額を正しく計算して、お早めに申告をしてください。なお、申告書の提出は郵送などが便利です。

確定申告に関する問合せ先 刈谷税務署 ☎21-6211

◆確定申告会場
ところ 刈谷税務署(刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎内)
とき 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後5時
※2月22日・3月1日の日曜日は開設しません。

◆税務署に行かなくても確定申告ができます
所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。24時間いつでも確定申告書が作成でき、プリンターで印刷(白黒印刷可)して、そのまま提出ができて大変便利です。

確定申告書等作成コーナーでは次のような申告書が作成できます

- ・サラリーマンの医療費控除
- ・サラリーマンの住宅ローン控除
- ・年金収入の申告
- ・年の中途で退職した場合の申告
- ・株式等や不動産の譲渡、配当の申告
- ・不動産所得、事業所得の申告
- ・収支内訳書(不動産・農業・事業)
- ・決算書(不動産・農業・事業)
- ・消費税の申告書(一般用・簡易課税用)

◆国税電子申告・納税システム(e-Tax)の御案内
e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出などができるシステムです。

◆広域還付申告センター
広域還付申告センターでは、申告書の受付(仮収受)のほか、パソコンによる確定申告書の作成指導を行います。
開設期間 2月3日(火)～6日(金) 午前9時15分～午後5時
※6日(金)は午前9時15分～正午まで

開設場所 アスナルホール(金山総合駅北口 アスナル金山内)

要介護認定を受けている方の障害者控除
確定申告をする本人または扶養家族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。
この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。
また、これらを持っていない方で、平成20年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができます。
そのため、介護保険グループで書類の交付を受けてください。
なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

おむつ使用に係る費用の医療費控除
確定申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。
ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくとも「市が介護保険法に基づいて要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であること、および尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。
該当する方は、介護保険グループで書類の交付を受けてください。
なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までどおりの取り扱いとなりますので、希望する方は事前に問い合わせてください。
問い合わせ先
いきいき広場内介護保険グループ
☎52-19871